

令和2年5月25日

共済契約者各位

独立行政法人福祉医療機構
共 済 部

新型コロナウイルス感染症にかかる社会福祉施設職員等退職手当共済制度における令和2年度掛金の納付期限延長の手続きのご案内について

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

さて、令和2年度掛金の納付期限は、令和2年5月31日までとしているところですが、災害等やむを得ない理由により期限内に掛金の納付が困難な場合には延長申請を行うことができます。新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りの悪化、接触機会の削減等の影響などにより期限内の掛金納付が困難な場合は、「やむを得ない理由」に該当しますので、別添の「掛金納付期限延長申請書（約款様式第3号）」により、その理由を記載の上、6月末を目途に申請して下さい。

なお、「延長申請の理由」については、具体的に記入いただくとともに、その状況についての資料（様式等は問わない）を添付して下さい。

また、申請に際しては、希望する延長期間を記載していただきますが、期限延長の承認後に、状況に変更が生じた場合等については、別途相談に応じさせていただきますので、その際はご連絡いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

ご不明な点がある場合には、お手数ですが以下の番号あてご相談いただきますようお願いいたします。

（注1）掛金納付期限延長申請書（約款様式第3号）欄外の添付資料（延長申請の理由証明書）の添付は不要です。

（注2）申請書類は、当機構の退職手当共済事業のホームページよりダウンロードして、ご利用ください。

【お問い合わせ先】

共済部退職共済課 北島、武井
電 話：03-3438-0222
FAX：03-3438-0584